

坂城町有害鳥獣駆除対策協議会狩猟免許取得助成金交付要綱

平成 24 年 4 月 10 日公布

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、近年増加している鳥獣による農作物等への被害対策として、農林水産業従事者等が鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得するに際して、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(狩猟免許の種類)

第 2 条 狩猟免許の種類は、次のとおりとする。

- (1) 網猟免許
- (2) わな猟免許
- (3) 第一種銃猟免許
- (4) 第二種銃猟免許

(助成対象者)

第 3 条 坂城町有害鳥獣駆除対策協議会狩猟免許取得助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、新規に狩猟免許を取得する者
- (2) 免許取得後は坂城町猟友会に入会し有害鳥獣捕獲に従事することができる者

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は次のとおりとする。ただし、試験に合格した場合に交付する。

- (1) 狩猟免許試験受験手数料（実費分）
- (2) 狩猟免許取得講習会テキスト代（実費分）

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許取得助成金交付申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添えて協議会長に提出するものとする。

- (1) 狩猟免許試験受験手数料、狩猟免許取得講習会テキスト代領収書の写し
- (2) 狩猟免許状の写し

(助成金の請求)

第 6 条 申請者は、狩猟免許取得助成金請求書（様式第 3 号）を協議会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第 7 条 協議会長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。